

岐阜市自転車等駐車場 (西岐阜駅周辺)

指定管理者申請要項

令和8年7月

岐阜市基盤整備部土木管理課

目 次

1 趣旨	1
2 基本的な運営方針	1
3 申請資格	1
4 指定期間	2
5 施設の概要	2
(1) 名称、所在地、規模等	
(2) 運営状況（実績等）	
6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	3
7 指定管理に関する経費	3
8 指定管理者の審査・選定の方法	4
(1) 基本的な考え方	
(2) 審査方法	
(3) 審査結果	
(4) 選定方式	
9 協定書の締結	7
10 指定までのスケジュール	7
11 申請手続等	8
(1) 申請書類の提出方法等	
(2) 提出書類	
(3) 質問の受付	
(4) 申請に関する留意事項	
12 問い合わせ先及び書類の提出先	9
[別紙] 提出書類一覧及び様式	10

1 趣旨

自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）の駐車を容易にして市民の利便に資するとともに、本市内の道路交通の円滑化に寄与することを設置目的とする自転車等駐車場（以下「施設」という。）の管理について、地方自治法第244条の2第3項及び岐阜市自転車等駐車場条例（以下「条例」という。）第3条の3の規定の基づき、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができ、**4施設（西岐阜駅北1、西岐阜駅北2、西岐阜駅南1、西岐阜駅南2自転車駐車場）を一括して管理できる**指定管理者を指定します。

平成15年6月の地方自治法改正により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

本施設の管理運営にあたっては、利用者等から平等性や安定性、安全性が求められており、管理人の適正配置や、管理業務の質的向上を実施することにより、市民の方が利用しやすい施設を目指しています。

また、本施設は軽易な業務が主であり、幅広い年代の方々が従事可能であることから、地元住民や高齢者等の積極的な雇用を期待する施設です。

このため、指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営を実施し、自転車等利用者に利用しやすいサービスの提供や、安心・安全に利用できる施設運営を確実に行えることが必要となります。

2 基本的な運営方針

この施設は、自転車等の駐車を容易にするために、市民に様々なサービスを提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 申請資格

申請資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。
- (3) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
- (4) **多数の高齢者がこの業務に従事すること。**
- (5) 地方自治法施行令第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- (6) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。

- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (9) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (10) 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。

4 指定期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日までの5年間とします。

5 施設の概要

(1) 名称、所在地、規模等

施設の名称	西岐阜駅北1自転車駐車場
施設の所在地	西荘3丁目146番地（こ線橋下）
敷地面積	755㎡
収容台数	470台
収容形態	平面式
利用車種	自転車
受付時間	午前5時～翌日の午前1時
休日等	年中無休

施設の名称	西岐阜駅北2自転車駐車場
施設の所在地	西荘3丁目16番地12
敷地面積	817㎡
収容台数	486台
収容形態	平面式
利用車種	自転車・原動機付自転車・自動二輪車
受付時間	午前5時～翌日の午前1時
休日等	年中無休

施設の名称	西岐阜駅南1自転車駐車場
施設の所在地	市橋5丁目124番地（こ線橋下）
敷地面積	466㎡
収容台数	290台
収容形態	平面式
利用車種	自転車
受付時間	午前5時～翌日の午前1時
休日等	年中無休

施設の名称	西岐阜駅南2自転車駐車場
施設の所在地	市橋4丁目11番地1
敷地面積	993㎡
収容台数	525台
収容形態	平面式
利用車種	自転車・原動機付自転車・自動二輪車
受付時間	午前5時～翌日の午前1時
休日等	年中無休

(2) 運営状況（実績等）

① 事業概要・業務内容

ア 概要

条例並びに同施行規則に基づき、施設の運営及び維持管理にかかる業務を実施する。

また、地方自治法並びに同施行令、条例並びに同施行規則その他関係法令を遵守し、常に公共性の保持に努める。

イ 業務内容

- ・施設の管理に関する業務
- ・利用の許可及び制限に関する業務
- ・駐車料金の徴収及び減免に関する業務
- ・施設の管理上又は施設の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

② 利用者数

別添資料①「令和5年度～令和7年度利用者比率」参照

③ 収支決算・予算

令和4年度決算 43,128,996円（消費税及び地方消費税10%含む）

令和5年度決算 42,911,123円（消費税及び地方消費税10%含む）

令和6年度決算 43,567,641円（消費税及び地方消費税10%含む）

令和7年度決算 43,471,255円（消費税及び地方消費税10%含む）

令和8年度予算 42,781,996円（消費税及び地方消費税10%含む）

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

詳細は別添「仕様書」・「特記仕様書」を参照

7 指定管理に関する経費（負担区分等の詳細は別添「仕様書」を参照）

(1) 指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う委託料により、上記仕様書の「管理基準」及び「業務の範囲」に定める全ての管理運営を行います。

(2) 年度の委託料の算定にあたっては、以下の金額を上限とします。

年度（令和）	9	10	11	12	13
上限額 （円・税込）	48,065,000	48,065,000	48,065,000	48,065,000	48,065,000

※積算内訳は別添資料②「岐阜市自転車等駐車場指定管理委託料（西岐阜駅周辺）」参照
消費税及び地方消費税の税率は10%

- (3) 指定期間中の各年度の委託料は申請団体の提案した委託料の額とし、法の改正や災害等特別な場合や、中間見直しを行う場合を除いて、原則、指定期間中は増額しません。

【中間見直しについて】

基準となる経済指標の推移と各費目の収支決算などを勘案し、見直しの対象となった場合に委託料の増額又は減額を行います。

見直しは、指定期間5年の場合、2年目までの決算を基に、3年目（中間年）に判断します。積算した見直し額は4年目以降（2年分）の委託料として反映します。

- (4) 委託料は原則精算しませんが、協定外の事項の発生により事業計画の見直しが必要になる場合は、市と指定管理者による協議に基づき精算を実施することがあります。
- (5) 施設の利用料金（使用料）は市の歳入となります。
- (6) 市が提案を求め、審査により市の認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入（収入）となります。（自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。）
- (7) 委託料は、月毎に翌月に支払います。
- (8) 管理口座・区分経理
- ・指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。
 - ・また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。
- (9) 納税義務について
- 指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①については岐阜市役所市民税課、②については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 審査方法

提出された申請書の審査については、申請資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した申請団体について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

審査は、選定委員会（以下「委員会」という。）において非公開で行います。

なお、申請団体と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日申請団体へ通知します。

また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

(4) 選定方式

第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目10の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』について審査するため、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

審 査 項 目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。	適・否
2	過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適・否
3	申請資格に記載する多数の高齢者がこの業務に従事することとなっていること。	適・否
4	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適・否
5	市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。	適・否
6	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適・否
7	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適・否
8	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適・否
9	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。	適・否
10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適・否
11	申請要項、仕様書の内容を満たしていること。	適・否

※第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、申請団体もしくは指定管理者としての資格を喪失するものとします。

第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した申請団体について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は400点を満点として、合計点と区分ごとの採点内容を勘案し、全委員の協議による「総合評価」により選定します。ただ

し、採点の結果が配点合計の6割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

区分	配点	選定基準	評価項目	採点結果
公平性 透明性	50点	住民の平等利用が確保されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
			情報公開、広報の方策	
			その他申請団体の提案によるもの	
			小 計	
効果性	50点	事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	
			利用者に対するサービス向上の方策（窓口対応、プロモーション、設備の整備など）	
			利用促進、利用者増の方策	
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	
			施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置	
			その他申請団体の提案によるもの	
			小 計	
効率性	120点	事業計画書の内容が、管理経費を縮減するものであること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			指定管理経費の設定額	
			指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）	
			収支計画の妥当性	
			管理経費縮減の具体的方策	
			スタッフ配置の妥当性（無理はないか）	
			その他申請団体の提案によるもの	
			小 計	
安定性 安全性	100点	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績	
			経営基盤の安定性	
			組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など	
			スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制	
			スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策	
			リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）	
			リスクへの対応能力（資金力、損害賠償能力など）	

			その他申請団体の提案によるもの	
			小 計	
貢献性	80 点	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）	
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用	
			地元での資材等の調達	
			地元での社会活動等への参加	
			その他地元への貢献に関すること	
			その他申請団体の提案によるもの	
			小 計	

● 総合評価

審査結果	審査内容（選定・不選定の理由等）

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

※協定書のひな形は、別紙参考資料「岐阜市自転車等駐車場の管理運営に関する協定書（西岐阜駅周辺）」参照

10 指定までのスケジュール

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| (1) 申請要項の公表・配布 | 令和8年7月15日(水)～ |
| (2) 質問受付期間 | 令和8年7月15日(水)～ 令和8年8月7日(金) |
| (3) 申請書受付期間 | 令和8年7月15日(水)～ 令和8年8月17日(月) |
| (4) 第1次審査（資格審査等） | 令和8年8月下旬頃～ 令和8年9月上旬頃 |
| (5) 第2次審査（提案内容等の審査） | 令和8年10月上旬頃 |
| (6) 選定結果の通知・公表 | 令和8年11月上旬頃 |

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------|
| (7) 市議会へ指定議案及び
債務負担行為予算案を提案 | 令和 8 年 11 月下旬頃 |
| (8) 指定の通知 | 令和 8 年 12 月下旬頃 |
| (9) 協定書の締結 | 令和 9 年 1 月頃 |
| (10) 事務引継・トレーニング | 令和 9 年 1 月頃 ～ 令和 9 年 3 月下旬頃 |

1 1 申請手続等

(1) 申請書類等の提出方法等

市のホームページまたは市役所庁舎 1 6 階基盤整備部土木管理課で書類を入手し、土木管理課まで持参いただくか、記録が残る送付方法（簡易書留等）、または市ホームページの専用フォーム（下記 URL）のいずれかにてご提出ください。（提出期間内必着）

（URL：https://logoform.jp/form/BcLm/1668122）

なお、オンラインで提出する書類がある場合も、下記のア～エについては必ず郵送又は持参にて提出してください。

- ア 岐阜市自転車等駐車場指定管理者指定申請にかかる誓約書（西岐阜駅周辺）
（様式第 10 号）
- イ 役員名簿照会及び同意書（様式第 11 号）
- ウ 登記事項証明書（全部事項証明書）
- エ 納税証明書

申請書の受付期間は、令和 8 年 7 月 15 日(水)～ 令和 8 年 8 月 17 日(月)までとし、申請に要する経費は全て申請団体の負担となります。

なお、申請団体から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

- ・ 原本は 1 部、副本 1 部を提出してください。
（オンラインで提出する書類は、電子データであるため副本は不要ですが、11(1)のア～オについては、正副 1 部ずつ郵送又は持参により提出してください）
- ・ 書類はすべて A4 サイズで統一してください。
- ・ 提出していただいた書類は、返却いたしません。

(3) 質問の受付

質問の受付期間は、令和 8 年 7 月 15 日(水)～ 令和 8 年 8 月 7 日(金)までとし、質問及び回答は市ホームページ及び土木管理課で公表します。なお、質問に対する回答は、申請要項等と一体のものとして同等の効力を有します。

(4) 申請に関する留意事項

① 働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不

当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

働きかけの基準・判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

②虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③申請書類の取り扱い

申請書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

④申請の辞退

申請受付後に辞退する場合は、辞退届（様式第 12 号）を提出してください。

⑤提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請団体の提出する書類の著作権は申請団体に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑥追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦情報公開制度の対象

申請団体が提出した書類等は岐阜市情報公開条例（昭和 60 年 6 月 20 日岐阜市条例第 28 号）第 2 条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

⑧資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

1 2 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所基盤整備部土木管理課 自転車・自動車対策係（担当：吉田、中島）

〒500-8701 岐阜市司町40番地1（庁舎16階）

電話：058-265-4141（内線3636）

E-mail：d-kanri@city.gifu.gifu.jp

[別 紙]

「提出書類一覧」及び「様式」

- 1 岐阜市自転車等駐車場指定管理者指定申請書（西岐阜駅周辺）（様式第 1 号）
- 2 事業計画書（様式第 2 号）
- 3 定款、規約又はこれらに類する書類（様式任意）
- 4 令和●年度自転車等駐車場の管理に関する収支予算書（西岐阜駅周辺）
（様式第 3 号）
- 5 団体の概要及び活動状況を記した書類（登記簿謄本、会社概要等）及び 直近 3 年間の損益計算書（様式任意）
- 6 国税及び地方税の納税証明書（直近事業年度 3 年間分）又は納税の義務がない旨及びその理由を記した書類（様式任意）
- 7 団体の主たる事務所（本店機能）を岐阜市内に有することを証する書類（様式任意）
- 8 業務従事者の雇用（任用）計画書及び欠員の補充体制を記した書類（様式第 4 号）
- 9 勤務編成計画書、緊急配置計画書、研修計画書（様式第 5 号）
- 10 管理体制及び組織体制（様式第 6 号）
- 11 管理マニュアル、苦情対応マニュアル、災害等緊急対応マニュアル（様式第 7 号）
- 12 提案事項（様式第 8 号）
- 13 申立書（様式第 9 号）
- 14 岐阜市自転車等駐車場指定管理者指定申請にかかる誓約書（西岐阜駅周辺）
（様式第 10 号）
- 15 役員名簿照会及び同意書（様式第 11 号）
- 16 辞退届（様式第 12 号）